

・施設の維持管理に関する計画に係る事項

1. 排ガスの性状、放流水の水質等について周辺地域の生活環境の保全のため達成することとした数値

① 焼却条件

- 1) 燃焼室出口温度 850 °C以上
- 2) 上記燃焼温度でのガス滞留時間 2 秒以上
- 3) 煙突出口排ガスの一酸化炭素濃度 30 ppm以下 (O₂ 12%換算値の4時間平均値)
- 4) 安定燃焼 100 ppmを超えるCO濃度瞬時値のピークを極力発生させない。

② 公害防止基準

1) 排ガス基準値 (焼却・溶融施設)

- (1) ばいじん濃度 0.02 g/m³以下 (O₂ 12%換算)
 - (2) 硫黄酸化物濃度 50 ppm以下 (O₂ 12%換算)
 - (3) 塩化水素濃度 50 ppm以下 (O₂ 12%換算)
 - (4) 窒素酸化物濃度 100 ppm以下 (O₂ 12%換算)
 - (5) ダイオキシン類排出濃度 0.1 ng-TEQ/m³以下 (O₂ 12%換算)
- 目標値 0.05 ng-TEQ/m³以下 (O₂ 12%換算)

2) 排水基準値

プラント排水及び洗車排水は排水処理設備にて処理後再利用(無放流)します。
生活排水は合併浄化槽にて処理後河川放流します。
ごみピット汚水は炉内噴霧処理します。

放流水の水質計画値は以下に示す値とします。

生活環境項目

項目	単位	放流基準
水素イオン濃度	pH	5.8以上8.6以下
生物学的酸素要求量	mg/L	20 以下
化学的酸素要求量	mg/L	30 以下
浮遊物質量	mg/L	10 以下
ヘキサン抽出物		
鉱油類含有量	mg/L	5 以下
動植物油脂類含有量	mg/L	30 以下
フェノール類含有量	mg/L	5 以下
銅含有量	mg/L	3 以下
亜鉛含有量	mg/L	5 以下
溶解性マンガン含有量	mg/L	10 以下
溶解性鉄含有量	mg/L	10 以下
クロム含有量	mg/L	2 以下
大腸菌群数	個/cm ³	日間平均 3,000以下
窒素含有量	mg/L	120(日間平均 60)以下
磷含有量	mg/L	16(日間平均 8)以下
透視度	-	30 以上

有害項目

項目	単位	放流基準
カドミウム及びその化合物	mg/L	0.1 以下
シアン化合物	mg/L	1 以下
有機燐化合物 (パラチオン・メチルパラチオン・メチルジ トシオン及びEPNIに限る)	mg/L	1 以下
鉛及びその化合物	mg/L	0.1 以下
六価クロム無化合物	mg/L	0.5 以下
ヒ素及びその化合物	mg/L	0.1 以下
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	mg/L	0.005 以下
アルキル水銀化合物	mg/L	検出されないこと
PCB	mg/L	0.003 以下
トリクロロエチレン	mg/L	0.3 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.1 以下
ジクロロメタン	mg/L	0.2 以下
四塩化炭素	mg/L	0.02 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	0.04 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	0.2 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	0.4 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	3 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	0.06 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	0.02 以下
チウラム	mg/L	0.06 以下
シマジン	mg/L	0.03 以下
チオベンカルブ	mg/L	0.2 以下
ベンゼン	mg/L	0.1 以下
セレン及びその化合物	mg/L	0.1 以下
フッ素含有量	mg/L	8 以下
ダイオキシン類	pg-TEQ/L	10 以下

- 3) 騒音基準値 (敷地境界線上にて次の基準値以下)
 朝 (6:00~8:00) 55デシベル
 昼間 (8:00~19:00) 65デシベル
 夕 (19:00~22:00) 55デシベル
 夜間 (22:00~6:00) 50デシベル
- 4) 振動基準値 (敷地境界線上にて次の基準値以下)
 昼間 (8:00~19:00) 65デシベル
 夜間 (19:00~8:00) 60デシベル
- 5) 悪臭基準値

敷地境界線上において以下に示す臭気強度2.5に相当する悪臭物質濃度以下でかつ臭気指数10以下とします。

アンモニア	0.1	ppm
メチルメルカプタン	0.002	ppm
硫化水素	0.02	ppm
硫化メチル	0.01	ppm
二硫化メチル	0.009	ppm
トリメチルアミン	0.005	ppm
アセトアルデヒド	0.05	ppm
プロピオンアルデヒド	0.05	ppm
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ppm
イソブチルアルデヒド	0.02	ppm
ノルマルパレルアルデヒド	0.009	ppm
イソパレルアルデヒド	0.003	ppm
イソブタノール	0.9	ppm
酢酸エチル	3	ppm
メチルイソブチルケトン	1	ppm
トルエン	10	ppm
スチレン	0.4	ppm
キシレン	1	ppm
プロピオン酸	0.03	ppm
ノルマル酪酸	0.001	ppm
ノルマル吉草酸	0.0009	ppm
イソ吉草酸	0.001	ppm

脱臭装置排出口における悪臭基準値は以下の表から算出される値以下でかつ臭気指数30以下とします。

悪臭物質の種類	流量の許容限度
アンモニア	$q = 0.108 \times He_2 \cdot Cm$ この式において、q、HeおよびCmは、それぞれ次の値を表わすものとします。 q : 流量(単位 温度零度、圧力1気圧の状態に換算した立方メートル毎時) He : 悪臭防止法施行規則(昭和47年総理府令第39号)第2条第2項の規定により補正された排出口の高さ(単位 メートル) Cm : 敷地境界の規則基準として定められた値(単位 百万分率) 補正された排出口の高さが5メートル未満となる場合についてはこの式を適用しないものとします。
硫化水素	
トリメチルアミン	
プロピオンアルデヒド	
ノルマルブチルアルデヒド	
イソブチルアルデヒド	
ノルマルパレルアルデヒド	
イソパレルアルデヒド	
イソブタノール	
酢酸エチル	
メチルイソブチルケトン	
トルエン	
キシレン	

③ 処理生成物基準

- 1) 溶融スラグの重金属溶出基準(再利用基準)
 総水銀 0.0005 mg/L以下
 カドミウム 0.01 mg/L以下
 鉛 0.01 mg/L以下
 六価クロム 0.05 mg/L以下
 ひ素 0.01 mg/L以下
 セレン 0.01 mg/L以下
- 2) 溶融スラグ中の金属鉄含有量 1% 以下
- 3) 溶融スラグ中のダイオキシン類濃度 0.25 ng-TEQ/g未満
- 4) 集じん灰処理物の重金属溶出基準
 カドミウム 0.3 mg/L以下
 鉛 0.3 mg/L以下
 六価クロム 1.5 mg/L以下
 ひ素 0.3 mg/L以下
 総水銀 0.005 mg/L以下
 アルキル水銀 検出されないこと
 セレン 0.3 mg/L以下
- 5) 集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度 0.25 ng-TEQ/g未満

2. 排ガスの性状及び放流水の水質の測定頻度に関する事項

① 排ガス

- 1) ダイオキシン類 年1回 以上
- 2) 上記以外 年2回 以上

② 放流水

- 1) pH、BOD、COD、SS、大腸菌群数 月1回 以上
- 2) 上記以外 年1回 以上

3. その他一般廃棄物処理施設の維持管理に関する事項

一般廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第4条の5）

項目	基準	当該施設における対応
一	施設へのごみの投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。	1日の焼却量が当該施設の1日当たりの最大処理能力197トンを超えないように管理します。
二 イ	ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。	クレーンを手動及び自動にて攪拌運転し、ピット内のごみを常時均一に混合します。
二 ロ	燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、第四条第一項第七号イの環境大臣が定める焼却施設にあっては、この限りでない。	燃焼室へのごみの投入は、投入ホッパにおいて、ごみ自身によるマテリアルシールを行うことにより、外気と遮断した状態で、燃焼室へ定量ずつ、連続的に行います。
二 ハ	燃焼室中の燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。	燃焼室内の燃焼ガス温度は摂氏850度以上に、2秒以上の滞留時間を確保するよう燃焼管理を行います。
二 ニ	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあっては、この限りでない。	焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却します。
二 ホ	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。	運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させます。
二 ヘ	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。	運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くします。
二 ト	燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	二次燃焼室内に設置する熱電対温度計により、燃焼ガスの温度を連続的に測定するとともに記録装置により記録します。
二 チ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね摂氏200度以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね摂氏200度以下に冷却する場合にあっては、この限りでない。	ボイラ及び減温塔により、燃焼ガスを冷却し、バグフィルタ内の入口温度をおおむね摂氏160度にします。
二 リ	集じん器に流入する燃焼ガスの温度(チのただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却させた燃焼ガスの温度)を連続的に測定し、かつ、記録すること。	減温塔とバグフィルタ間の煙道に設置する測温抵抗体温度計によりバグフィルタに流入する燃焼ガスの温度を連続的に測定するとともに、記録装置により記録します。
二 ヌ	冷却設備及び排ガス処理設備に堆積したばいじんを除去すること。	ボイラはスートブロワ、バグフィルタはパルスにより、堆積したばいじんを除去します。
二 ル	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の100以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であって、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3月に1回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が100万分の30以下となるようにごみを焼却します。

二 一	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録します。
二 二	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が別表第二の上欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下(0.1ng-TEQ/m ³ (NTP)以下)となるようにごみを焼却すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が0.1ng-TEQ/m ³ (NTP)以下となるようにごみを焼却します。
二 三	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。	煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度(硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。)を6月に1回以上測定し、かつ、記録します。
二 四	排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	下記の装置により生活環境保全上の支障が生じないように、排ガスを処理します。 ①ばいじん除去:バグフィルタ ②塩化水素、硫黄酸化物:消石灰吹込装置 + バグフィルタ ③ダイオキシン類除去:活性炭吹込装置 + バグフィルタ ④窒素酸化物除去:脱硝反応装置
二 五	煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。	減温塔で排ガスを冷却しますが、排ガスに接触した減温水は密閉使用することにより、水の飛散を防止するとともに、排水は排水処理設備にて処理した後、再度減温塔減温水として再利用することによって生活環境保全上の支障が生じないようにします。
二 六	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、第4条第1項第7号チのただし書にあっては、この限りでない。	ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留します。ただし、焼却灰は溶融設備を用いて溶融します。
二 七	ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。	焼却灰を電気式溶融炉にて溶融処理を行います。投入灰の融点(溶流点)は、約1,200℃であり、それ以上の高温で溶融させます。
二 八	ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を摂氏1,000度以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。	ばいじん又は焼却灰の焼成ではないため、適用外。
二 九	ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。	発生したばいじんは混練機にて薬剤及び水と均一に混合します。
二 十	火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。	火災の発生を防止するためにごみピットに火災検知を設置する他、各室にも火災検知器を設置し、中央制御室にて常時監視を行う他、消火器その他の消火設備を備えます。
三	ガス化改質方式の焼却施設にあっては、前号レからネまでの規定の例によるほか、次のとおりとする。以下省略	ガス化改質方式ではないため、適用外。
四	ばいじん又は焼却灰の処理施設にあっては前号ヨ、ソ、ツ及びネの規定の例による。	ばいじん又は焼却灰の処理施設ではないため適用外。
五	高速堆肥化処理施設にあっては、発酵槽の内部を発酵に適した状態に保つように温度及び空気を調整すること。	高速堆肥化処理施設ではないため、適用外。
六	破碎施設にあっては、破碎によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。	破碎施設ではないため、適用外。

七	ごみ運搬用パイプライン施設にあつては、次のとおりとする。以下省略	ごみ運搬用パイプライン施設ではないため、適用外。
八	選別施設にあつては、選別によって生じる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講じること。	選別施設ではないため、適用外。
九	固形燃料化施設にあつては、第2号ヨ及びナの規定の例によるほか、次のとおりとする。以下省略	固形燃料化施設ではないため、適用外。
十	ごみの飛散及び悪臭の飛散を防止するために必要な措置を講じること。	ごみピットは建屋内に設置され、外部と仕切られたプラットホームからごみピットへごみを投入することによりごみの飛散を防止します。また、ごみピット内の空気を押込送風機、二次送風機にて吸引することにより、ごみピット内を負圧とし、外部への悪臭の発散を防ぐとともに、燃焼用空気は焼却炉に供され、高温下にて脱臭されます。また、休炉時も、脱臭用送風機によりピット内の空気を吸引し、活性炭によって脱臭してから大気中に放出します。また、必要に応じて防臭剤の散布を行います。
十一	蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。	ごみ及びごみ汁が滞留・堆積する箇所は、定期的に清掃を実施し、蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持します。
十二	著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講じること。	騒音及び振動を発生する発生源に対して、防振装置、ラギング、防音壁、低周波空気振動防止等の適切な防音装置をその騒音、振動レベルに応じて設置する他、騒音の大きな機器は専用室に収納し、周囲の生活環境を損なわないものとします。
十三	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとする。	施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとします。プラント排水及び洗車排水は、プラント排水処理設備で処理後、施設内再利用します。生活排水は合併浄化槽で処理後、河川放流します。
十四	前各号のほか、施設の機能を維持するために必要な措置を講じ、定期的に機能検査並びにばい煙及び水質に関する検査を行うこと。	施設の機能を維持するために必要な点検、整備を行う等の措置を講じる他、定期的に機能検査並びにばい煙、水質に関する検査を行います。
十五	市町村は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行うこと。	市町村(北しりべし廃棄物処理広域連合)は、その設置に係る施設の維持管理を自ら行います。
十六	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。	施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存します。